

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成27年11月11日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 5件

厚生年金保険関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500158号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1500061号

第1 結論

請求者のA社における平成15年12月25日の標準賞与額を15万8,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年12月25日

私は、A社から平成15年12月25日に賞与が支給されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。調査の上、標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者が所持する賞与振込口座の預金通帳により、請求者は、平成15年12月25日にA社から12万8,976円が入金されていることが確認できること、ほかに毎月10日に同社から給与が入金されていることが確認できることから、同年12月25日の入金賞与であることが推認できる。

また、上記入金額から試算したところ、請求者は、請求期間において15万8,500円の賞与を支給され、15万8,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料(1万728円)を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500159号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1500062号

第1 結論

請求者のA社における平成15年12月25日の標準賞与額を17万5,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年12月25日

私は、A社から平成15年12月25日に賞与が支給されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。調査の上、標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者が所持する賞与振込口座の預金通帳により、請求者は、平成15年12月25日にA社から14万2,324円が入金されていることが確認できること、ほかに毎月10日に同社から給与が入金されていることが確認できることから、同年12月25日の入金賞与であることが推認できる。

また、上記入金額から試算したところ、請求者は、請求期間において17万5,000円の賞与を支給され、17万5,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料(1万1,883円)を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500160号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1500063号

第1 結論

請求者のA社における平成15年12月25日の標準賞与額を17万3,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年12月25日

私は、A社から平成15年12月に賞与が支給されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。調査の上、標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者が所持する賞与明細書により、請求者は、支給月日は不明であるが、平成15年にA社から17万3,000円の賞与を支給され、17万3,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、元同僚が所持する賞与明細書の累計社会保険料の額と平成15年分給与所得の源泉徴収票の社会保険料等の額が一致していることから、当該賞与は、平成15年1月から同年12月までの期間に支給された給与賞与のうち、最後に支給されたものであることが確認できる上、複数の元同僚が所持する給与振込口座の預金通帳により、平成15年12月25日に賞与を支給されていたことが確認できることから、請求者の請求期間に係る標準賞与額の支給日については、同日であると認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの

厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500161号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1500064号

第1 結論

請求者のA社における平成15年12月25日の標準賞与額を15万3,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年12月25日

私は、A社から平成15年12月に賞与が支給されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。調査の上、標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者が所持する賞与明細書により、請求者は、支給月日は不明であるが、平成15年にA社から15万3,000円の賞与を支給され、15万3,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、元同僚が所持する賞与明細書の累計社会保険料の額と平成15年分給与所得の源泉徴収票の社会保険料等の額が一致していることから、当該賞与は、平成15年1月から同年12月までの期間に支給された給与賞与のうち、最後に支給されたものであることが確認できる上、複数の元同僚が所持する給与振込口座の預金通帳により、平成15年12月25日に賞与を支給されていたことが確認できることから、請求者の請求期間に係る標準賞与額の支給日については、同日であると認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの

厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500150号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1500066号

第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和39年11月1日から同年10月15日に訂正し、同年10月の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

昭和39年10月15日から同年11月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が訂正請求記録の対象者に係る昭和39年10月15日から同年11月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和39年10月15日から同年11月1日まで
② 平成8年6月28日から同年7月1日まで

私の夫は、昭和39年にC社からA社に異動した時と、平成8年にD社(現在は、E社)からF社(現在は、B社)に異動した時も継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、訂正請求記録の対象者に係る雇用保険の加入記録及びC社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から判断すると、訂正請求記録の対象者は、C社及びA社に継続して勤務し(昭和39年10月15日にC社からA社に異動)、請求期

間①に係る厚生年金保険料をA社により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和39年10月の標準報酬月額については、同年11月のオンライン記録から、3万6,000円とすることが必要である。

なお、訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、訂正請求記録の対象者の昭和39年10月に係る届出及び保険料納付を行ったかどうかについて、不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

一方、請求期間②について、i) E社から提出された社員履歴カード及び当時の社内報により、訂正請求記録の対象者は、平成8年6月27日付けで参与を解嘱されていることが確認できる上、雇用保険の加入記録により、雇用保険被保険者資格の喪失日も同年6月27日であることが確認できること、ii) B社から提出された人事記録により、訂正請求記録の対象者は、同年7月1日に入社していることが確認できる上、雇用保険の加入記録により、雇用保険被保険者資格の取得日も同年7月1日であることが確認できることから、訂正請求記録の対象者の請求期間②における継続勤務を確認できない。

また、E社及びB社は、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険料控除を確認できる資料等を保管していない上、請求者は、訂正請求記録の対象者の請求期間②に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500114号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1500065号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B本部における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和52年1月12日から昭和58年10月1日まで

私は、A社B本部において、厚生年金保険被保険者資格を取得した当時の給与が15万5,000円であったと記憶しており、その後、毎年1万円の昇給があった。請求期間に係る標準報酬月額の記録が、当時支給されていた給与に比べて低額になっているので、請求期間について標準報酬月額の記録を見直し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「請求期間において、支給されていた給与に比べて、年金記録の標準報酬月額が低額である。」と主張しているところ、A社B本部の後継事業所の一つであるC社から提出された請求者の給与履歴(昭和56年1月から昭和58年10月まで)によると、一部期間において、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い報酬月額が支給されていたことは確認できる。

しかしながら、C社は、請求者の給与からの各種控除額に係る資料は所在が不明である旨回答しており、上記の給与履歴においては、厚生年金保険料控除額を確認することができないことから、請求者の給与振込先金融機関から提出された預金取引状況(昭和53年3月から昭和58年10月まで)において確認できる給与振込金額と対比してみても、請求者が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、A社B本部において、請求期間に厚生年金保険の被保険者資格を有する元同僚7人に照会し、回答があった5人は、標準報酬月額の記録は、自身の当時の給与と概ね一致しているという旨回答している上、いずれの者も給与明細書を所持しておらず、A社における厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

さらに、C社から提出された請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格確認標準報酬月額決定通知書によると、A社B本部は、請求者の資格取得時の報酬月額を9万9,600円と届け出し、社会保険事務所(当時)は標準報酬月額を9万8,000円として決定していることが確認で

きる上、請求者のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票とオンライン記録において請求期間に係る標準報酬月額に相違はなく、遡及して訂正等が行われた形跡も確認できない。

加えて、請求者は、A社B本部のD出張所及びE出張所の所長であった期間（昭和52年1月から昭和57年11月まで）については、A社からの給与以外に、A社の関連会社であるF社（現在は、G社）から給与が支給されており、当初は現金による支給であった旨主張しているところ、上記の給与履歴及び預金取引状況によると、請求者が両出張所の所長であった期間のうち、昭和54年9月から昭和57年9月までの期間（昭和55年7月を除く。）にF社からも給与が支給されていたことが確認できるが、それ以外の期間については、F社からの給与の支給が確認できない上、G社の担当者は、請求者個人に係る当時の資料は無い旨回答している。

また、C社から提出されたA社とF社の間で取り交わされた業務委任に関する協定書（昭和52年6月30日付け、昭和54年7月16日付け及び昭和57年6月1日付け）のうち、昭和54年7月16日付け及び昭和57年6月1日付け協定書によると、F社は、昭和54年8月から、A社の上張所長に対し、A社が出張所長に支給する給与の20パーセント（昭和57年6月からは30パーセント）を支給する旨記載され、上記の給与履歴及び預金取引状況の内容と概ね一致しているところ、C社及びG社は、共に、当該協定書以外に協定書は所持していない旨陳述しており、請求者の主張を確認できる資料は無い。

さらに、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。